

## 議案第6号

### 鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日 から平成31年12月 31日まで
特定非営利活動法人 倉吉鴨水館	倉吉市下田中町 801	平成27年8月1日 から平成32年7月 31日まで

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金(特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日 から平成31年12月 31日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。